

# 和光市立北原小学校保護者会 「さざんかの会」会則

## (名称)

第1条 本会は、和光市立北原小学校保護者会「さざんかの会」と称する。

## (所在地)

第2条 本会の所在地を、埼玉県和光市新倉1-5-27 和光市立北原小学校内におく。

## (目的)

第3条 本会は、学校と保護者の連携を密にし、学校運営に協力することにより、児童の健やかな成長を支援することを目的とする。

## (活動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 保護者と教職員が自由に話し合える機会の提供
- (2) 学校行事への協力
- (3) 学校のより良い環境づくり・児童の安全に関する支援
- (4) 地域のお祭りへの協力
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

## (会員)

第5条 本会の会員は、任意加入の、本校児童の保護者をもって組織する。

## (入会)

第6条 本会への入会は、入学時または転入時に行う。

- 2 入会を希望する者は、「入会届」を提出する。
- 3 入会を希望しない者は、「入会辞退届」を提出する。

## (退会)

第7条 本会からの退会は、卒業時または転出時とし、「退会届」は不要とする。

- 2 退会を希望する者は、「退会届」を提出することで、退会することができる。

## (会員ではない保護者及び児童への配慮)

第8条 本会は、学校に在籍している全ての児童のために活動する。

本会の会員ではない保護者及び児童に、差別が行われないよう配慮する。

(役員)

第9条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 会 計
- (4) 書 記
- (5) 運営委員

2 役員の仕事は、別紙に定める。

(役員を選出)

第10条 本会の役員は、各クラスから2名を基準として選出する。

- 2 役員への就任は、1家庭につき1回を基準とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 任期は、1年間とする。
- 4 役員選出の辞退を希望する者は、「役員辞退届」を年度ごとに提出する。

(役員会)

第11条 役員会は、役員をもって構成し、本会の運営その他必要事項を協議する。

(会費)

第12条 会費は、児童1名あたり年間500円とする。

- 2 転入および転出については、次のとおりとする。
  - (1) 集金日以降の転入者には、翌年度から集金する。
  - (2) 2学期の始業式までに転出予定の転出者には、集金しない。
  - (3) 年度途中で転出した場合、その年度の会費は返金しない。

(会計年度・監査)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 会計監査は、本会の会計を監査し、監査報告をする。

(個人情報の保護)

第14条 「個人情報保護法」を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。

(会則の改正)

第15条 本会則は、全会員の過半数の賛成がなければ改正することができない。

(設立年月日)

第16条 本会の設立年月日は、平成18年(2006年)4月11日とする。

附則 本会則は、平成18年（2006年）4月11日から施行する。  
令和4年（2022年）4月27日一部改正、  
令和5年（2023年）4月1日一部改正、  
令和5年（2023年）9月6日一部改正、  
令和7年（2025年）3月3日一部改正